

民事訴訟裁判通達書

訴訟番号 平成26年 【い】第1187号

本状を以て、あなたの民事訴訟起訴事実の通達とします。
販売業者及び回収業者からあなたに対する訴状が提出
されました。当協会まで至急ご連絡ください。

本状は「総合消費者民法特例法」上、「司法認可通達書」
となります。連絡なき方につきましては、やむを得ず裁判所から
書類通達(口頭弁論期日呼出通知)の後、指定裁判所へ
出廷となります。また裁判後の処置として給料の差し押さえ、
動産物・不動産物の差し押さえの強制執行となります。また、
執行官による「執行証書の交付」を拒否することはできません。

書面での通知となりますので、原告側からの訴状・起訴内容
(原告となる業者や未納となった金額、その期間、締結した
契約内容など)のお問い合わせについては、必ずご本人より
お願い致します。

当協会があなたに対して訴訟を起しているのではありません。

《窓口》

03-6860-9943

受付時間 9:15 ~ 17:30 (土・日・祭日を除く)

全国司法支援センター

〒125-0061 東京都葛飾区亀有5丁目-36番 葛飾第一ビル5F